（ネットワーク品質）

第三十五条の五の三　第三十五条の二の二の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備のネットワーク品質について準用する。この場合において、同条中「設置するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」とあるのは「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

（安定品質）

第三十五条の五の四　第三十五条の二の三の規定は、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備の安定品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の六　緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

［一～三　略］

四　インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ　緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を送信する機能

ロ　緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ハ　緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあつては、当該機能を解除する機能

ニ　緊急通報を発信した端末設備等からの発信（緊急通報に係るものを除く。）及び当該端末設備等への着信（呼び返しに係るものを除く。）を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る通信の終了を表す信号の送出後一定の時間制限する機能

ホ　呼び返しに係る通信を次条に規定する災害時優先通信として取り扱う機能

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二　第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七　第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十一　第三十五条の二の規定は、事業用電気通信設備の総合品質について準用する。この場合において、同条中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

［新設］

（緊急通報を扱う事業用電気通信設備）

第三十五条の六　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二　第三十五条の二の二の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の七　第三十五条の二の三の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

（総合品質）

第三十五条の十一　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。